

## 仙台市地下鉄南北線「コインロッカー設置事業者」募集要領

仙台市交通局(以下、「交通局」とする。)では、次のとおり仙台市地下鉄南北線にコインロッカーを設置する事業者を募集します。

一般競争入札により、設置事業者を決定しますので、入札参加を希望される方は、この募集要領及び関係法令等をご承知の上、お申し込みください。

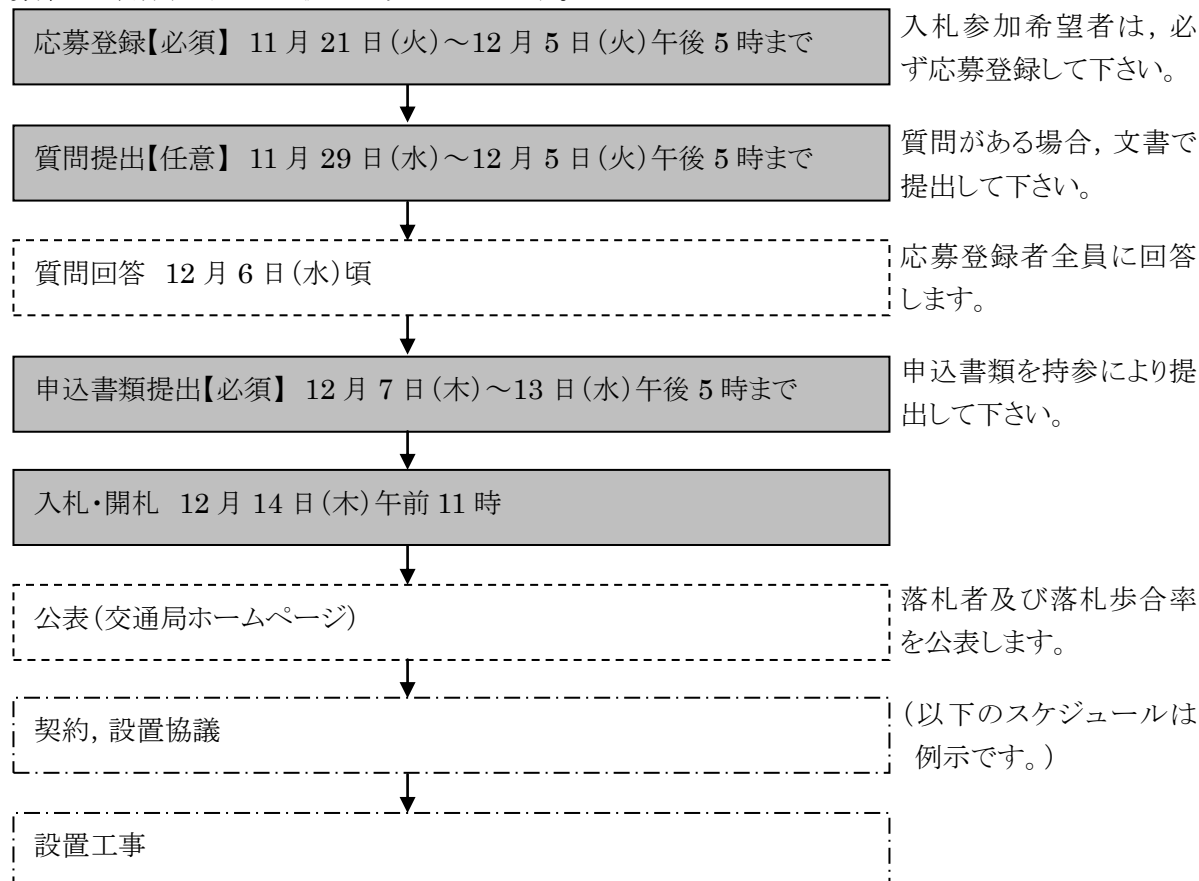
### I. 募集概要

#### 1 募集物件

所 在	仙台市地下鉄南北線
場 所 及び数量	南北線 17 駅コンコース内コインロッカー区画 (詳細は p7~28 参照) ※ 全区画を 1 つのグループとして扱いますので、入札件数は 1 件となります。
設 備	電気コンセントあり(電気料は機器の消費電力に基づき計算します。)
最低賃料	歩合率 46.3%(税別)以上 ※ 上記の最低歩合率以上のご提案いただいた歩合制の貸付料とします。

#### 2 スケジュール

募集から営業開始までの流れは次のとおりです。



## Ⅱ. 条件

### 1 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 仙台市内に本店又は支店・営業所を有する法人で、市税の滞納がないこと。
- (3) 鉄道駅におけるコインロッカーの設置業務について、2年以上の実績(自ら管理・運営するものに限る)を有し、お客様対応、金銭管理などコインロッカーの維持管理を自己の責任で行う者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団等との関係を有していないこと。なお、応募者について、宮城県警本部へ氏名・生年月日・性別・役職名等の情報を提供し、暴力団等との関係の有無を照会する場合があります。
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体との関係を有していないこと。
- (6) 入札日の過去1年以内に、本市施設のコインロッカー設置に関して、契約内容に反する行為を行った者でないこと。

### 2 契約上の条件

#### (1) 契約形態

この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4の規定に基づく行政財産の一時貸付とします。また、この契約は借地借家法(平成3年法律第90号)第38条に規定する定期建物賃貸借契約であり、契約期間満了により契約が終了し、更新は行いません。ただし、この契約終了後、交通局は1回に限り、再契約を行う場合がある(最長で平成37年11月30日まで)ことを申し添えます。

#### (2) 貸付期間

貸付期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までとします。

貸付期間には、工事期間及び原状回復の期間を含みます。

#### (3) 貸付料

貸付料は、交通局が設定する予定歩合率(p5参照)以上で最高の提案歩合率に税込売上を乗じた額(別途消費税相当額を加算した金額)とします。毎月、指定日までに納入していただきます。

#### (4) 電気料

機器の消費電力に電気料単価を乗じた額(別途消費税相当額を加算した金額)とします。

#### (5) 保証金

契約の締結後30日以内に、保証金として1,500,000円(非課税)を納めていただきます。

保証金は契約終了時、原状回復を確認した後に返還します。返還に際し利子は付しません。

#### (6) 解約

営業開始後に全駅に対する解約を希望する場合は、原則として3ヶ月前までの申し出があった場合に限り認めることとします。ただし、3ヶ月分の貸付料(原則として申し入れ前月の売上額を用いて算出)を支払うことにより直ちに解約できることとします。一部の駅のみの撤退は認めません。なお、本件契約後、設置事業者の一方的な都合により中途解約した場合、当該物件の後継設置者を選定する入札には参加できません。また、本件の契約期間中、交通局が行う他の同種入札に対し、本件の解約を前提に参加することはできません。

営業開始前に設置事業者の都合で解約される場合は、保証金は返還しません。

#### (7) 原状回復

契約終了の際は、設置事業者の費用でコインロッカー区画を原状回復していただきます(壁や床の穴等の修繕を含む)。

#### (8) 損害賠償及び補償

- ① 設置事業者は、使用にあたり交通局又は第三者に損害を与えたとき、すべて設置事業者の責任でその損害を賠償するものとします。

- ② 駅構内等で行う維持管理に関する工事、停電作業、駅改造工事及び事故により設置事業者に損害が生じた場合、交通局は一切の補償をしないものとします。工事及び作業内容によっては、コインロッカーを一時休業又は移設していただく場合もありますが、この場合においても交通局は一切の補償をしないものとします。
  - ③ 各種の許認可関係及び交通局の事情等により、コインロッカーの営業が不可能となった場合であっても、交通局は一切の補償をしないものとします。
- (9) その他  
契約書の契約内容をすべて遵守していただきます。

### 3 設置及び営業上の条件

#### (1) 設置条件

- ① コインロッカーは、平成30年3月31日までに設置して下さい。設置日から3月31日までの間は、交通局より行政財産の目的外使用許可を受け設置するものとし、当該期間の使用料及び電気料を交通局が指定する日までに納入していただきます。
- ② コインロッカーの設置スケジュールは、交通局と協議のうえ決定するものとします。
- ③ コインロッカーの設置場所は、交通局の指定位置(p8～28 参照)とします。
- ④ コインロッカーの標準設置数は、p7 に示すとおりとします。ただし、スペースに余裕があり設置事業者が増設を希望する場合、又は機種の種類等のため標準設置数を設置できない場合は、交通局と協議、承認を得たうえで、標準設置数と異なる設置数とすることができるものとします(駅舎の構造及び法規制等から希望どおり実施できない場合があります)。
- ⑤ コインロッカーは操作性・安定性に優れた機種を選ぶこととし、設置場所毎に異なる機種とすることは可とします。ただし、広瀬通駅2区画のうち1区画、仙台駅4区画のうち2区画に設置するコインロッカーについては、電子マネーによる清算が可能な機種としてください。
- ⑥ 設置事業者が設置した設備は、原則として設置事業者の所有及び管理となります。
- ⑦ 設置工事にあたり、搬入方法及び作業時間帯について、交通局の指示に従って下さい。
- ⑧ 設置工事後も、鉄道事業を優先とし、交通局が行う安全輸送の確保、駅施設の維持管理作業(停電作業を行う場合があります)に協力して下さい。

#### (2) 営業条件

- ① 営業は申込者(落札者)が自ら行うものとし、第三者に譲渡又は転貸することはできません。
- ② 設置事業者は、自らの責任において、コインロッカーの維持管理、周辺の整理整頓、機器の保守修理、長期滞留利用荷物の回収及び引き渡し、売上金の回収及び報告等を行って下さい。
- ③ 地下鉄の営業時間内は、コインロッカーを常時営業して下さい。
- ④ コインロッカーには、利用約款及びフリーダイヤルによる連絡先を明記し、駅営業時間内のお客様の鍵の紛失や機械故障時等にあたってはすみやかに(概ね30分以内)に対応して下さい。
- ⑤ 連絡先は全駅一律として下さい。
- ⑥ お客様からのお問い合わせや苦情等に対しては、設置事業者の責任において誠意をもって対応し、必要に応じて、その内容及び対応状況を交通局に報告して下さい。
- ⑦ 毎月の売上額については、証明書類を添付の上、翌月10日までに交通局に報告して下さい。
- ⑧ コインロッカーを広告媒体として使用することはできません。
- ⑨ 電子マネーによる料金精算は可とします。
- ⑩ 料金・操作方法・連絡先等について、交通局ホームページへの掲載に協力して下さい。
- ⑪ 駅構内への他事業者の出店等により営業環境が変化することがあります。
- ⑫ 警察からの指導のため、各駅の駅務室にマスターキーを1本預けて下さい。

### Ⅲ. 申込手続き等

#### (1) 応募登録【必須】

入札参加を希望される方は、応募登録用紙(別添様式 1)を本件窓口(p6 参照)まで、持参、E-mail 又は FAX により提出することにより応募登録者となっていただきます。(E-mail 又は FAX による送信後は窓口開設時間内に電話により着信を確認して下さい。)

応募登録期間:平成 29 年 12 月 5 日(火)17 時まで必着

※ 応募登録者でない方の質疑及び申込書類の受付には応じないものとします。

#### (2) 質問【任意】

本募集要領の内容について不明な点がある場合は、質問書面(様式任意)を持参、E-mail 又は FAX により本件窓口(p6 参照)まで提出して下さい。(E-mail 又は FAX による送信後は窓口開設時間内に電話により着信を確認して下さい。)

質問受付期間:平成 29 年 11 月 29 日(水)～平成 29 年 12 月 5 日(火)17 時まで

質問への回答は平成 29 年 12 月 6 日(水)頃、応募登録者全員に E-mail 又は FAX により回答します。なお、この質問回答をもって、本要領の補完、追加といたします。

#### (3) 入札参加申込書類の提出【必須】

本募集要領及び質疑をご理解いただいたうえで、入札参加を希望する場合は、次の書類を作成し、本件窓口(p6 参照)まで直接持参してください。郵送等による受付は行いません。

申込書類提出期間:平成 29 年 12 月 7 日(木)～平成 29 年 12 月 13 日(水)

(平日 9 時～17 時、ただし正午～13 時を除く)

[申込書類(各 1 部)]

① 入札参加申込書(様式 2)

② 誓約書(様式 3)

③ 法人の商業登記簿(履歴事項全部証明書)の写し

※ 発行後 3 ヶ月以内のものに限ります。

④ 市税の滞納がないことの証明書

※ 市税の課税の有無にかかわらず、申請書を持参のうえ、区役所、総合支所税務担当課において交付(1通 300 円の手数料が必要です。)を受けてください。

⑤ 鉄道駅における 2 年以上の事業実績が客観的にわかる書類の写し

※ 例: 契約書、協定書等(当該事業を実施していることがわかる部分以外は見えないように消していただいて構いません。)

## IV. 入札手続き

### 1 入札及び開札

#### (1) 入札方法

- ① 入札書(様式 4)には、提案歩合率(小数点以下 1 位まで)を記載して下さい。ただし、下表の予定歩合率(最低歩合率)以上の歩合率を記入して下さい。

	貸付料予定歩合率 (入札の最低歩合率)	備考
南北線 コインロッカー	46.3%(税別)	別途、消費税相当額、電気料及び保証金が必要となりますので、本要領をよくお読みのうえ、提案歩合率を記載してください。

- ② 入札書は封筒に入れて、提出して下さい。  
③ 代理人による入札の場合は、委任状(様式 5)を提出し、委任を受けた方の名前で入札して下さい。

#### (2) 入札時に持参する書類

- ① 入札参加申込書の写し(申込の受付時にお渡します。)  
② 入札書及び封筒  
③ 委任状(代理人の方が入札される場合)

#### (3) 入札及び開札の日時、場所等

入札及び開札の日時：平成 29 年 12 月 14 日(木) 午前 11 時

入札及び開札の場所：仙台市交通局本庁舎 5 階入札室

入札の受付等：入札の受付は、入札開始時刻の 30 分前から行います。

なお、入札開始時刻に遅れると入札に参加できませんのでご注意ください。

入札(開札)会場への入室は、各社 1 名とさせていただきます。

#### (4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- ① 入札に参加する資格のない者がした入札  
② 一の入札について同一の者がした二以上の入札  
③ 入札者の記名・押印のない入札  
④ 歩合率その他重要事項の記載が不明確な入札(歩合率の訂正は認められません。)  
⑤ その他入札に関する条件に違反した入札

#### (5) 落札者の決定

予定歩合率以上をもって有効な入札を行った者のうち、最高の提案歩合率をもって入札した者を落札者とします。落札となるべき同率の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに「くじ」によって落札者を決定します。落札者はその権利を他者に譲ることはできません。

#### (6) 結果の公表

開札の結果、落札者があるときはその者の名称及び歩合率を、落札者がいないときはその旨を、開札に立ち会った入札者に知らせるとともに、交通局ホームページにより公表します。

### (7) 次点者の取扱

落札決定後、落札者の都合により辞退があった場合は、次点の者を繰り上げて落札者とする場合があります。

## 2 契約の締結

落札者は、交通局が指定する日までに契約書に記名押印していただきます。期間内に契約書に記名押印しないときは、契約を締結しないものとみなす場合があります。その場合、落札は無効となり、仙台市の一般競争入札に参加することができなくなる場合があります。

## 3 決定の取り消し

落札後、落札者が入札参加資格を有しないことが判明した場合や、本要領に定める条件による営業ができなくなった場合、落札者としての決定を取り消し、次点の者を繰り上げて落札者とする場合があります。

# V. その他

## 1 その他

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 要領について疑義が生じた場合は、交通局の解釈によります。
- (3) 仙台市情報公開条例の規定により応募書類等の公文書の開示請求があった場合は、同条例の規定により全部又は一部を開示する場合があります。
- (4) 申込及び契約の手続きに関する一切の費用については、申込者又は設置事業者の負担となります。
- (5) コインロッカーの売上実績については、次回公募を行うこととなった場合に参考データとして公表する場合があります。
- (6) コインロッカーの設置、撤去、維持管理及び原状回復に関する一切の経費は、設置事業者の負担となります。
- (7) 消費税法の改正等により消費税率が改正された場合、改正後の税率を適用するものとします。

## 2 本件窓口及び問合せ先

〒980-0801 仙台市青葉区木町通一丁目4番 15 号

仙台市交通局鉄道管理部営業課調整係(仙台市交通局本庁舎 6 階)

TEL :022-712-8330 FAX: 022-224-4559 E-mail:kot051110@city.sendai.jp

※窓口開設時間は平日 9 時～17 時(ただし、正午から 13 時を除く)。

※手続きに関する問い合わせは随時受け付けます。本要領の内容に関する質問はⅢ.(2)参照。

## 関係書類

### 南北線コインロッカー区画一覧

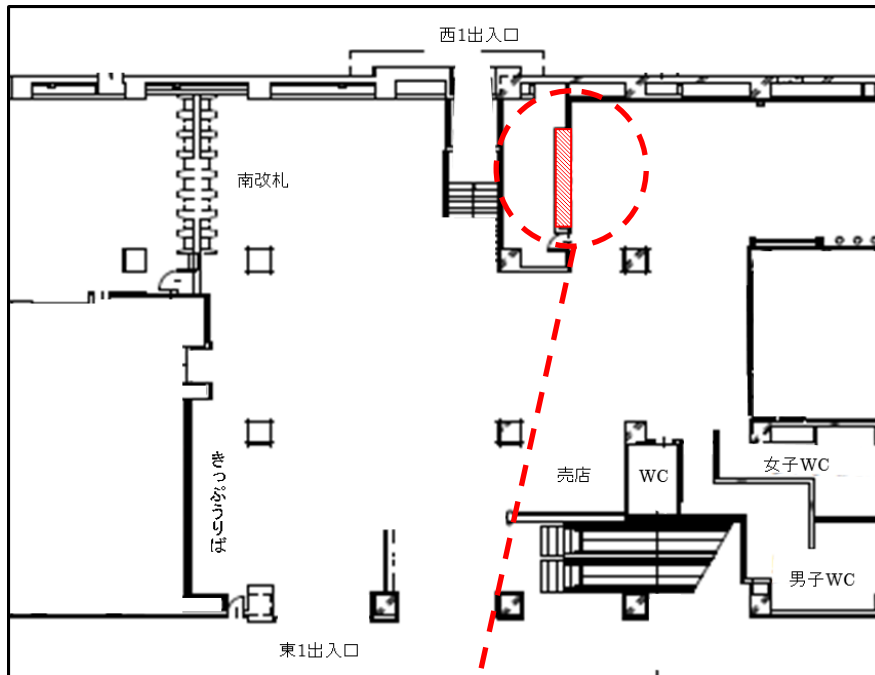
駅名	区画位置	標準設置数 ※1	<参考> 平成 28 年度 乗車人員
泉中央駅	コンコース(地下 1 階)	10 列	26,029 人/日
八乙女駅	コンコース(地上 2 階)	6 列	8,179 人/日
黒松駅	コンコース(地上 1 階)	4 列	4,118 人/日
旭ヶ丘駅	コンコース(地下 1 階)	4 列	7,124 人/日
台原駅	コンコース(地下 1 階)	4 列	6,116 人/日
北仙台駅	コンコース(地下 1 階)	4 列	8,180 人/日
北四番丁駅	コンコース(地下 1 階)	12 列(低タイプ)	8,075 人/日
勾当台公園駅	(北)コンコース(地下 1 階)	4 列	16,375 人/日
	(南)コンコース(地下 1 階)	12 列	
広瀬通駅 ※2	(西)コンコース(地下 1 階)	7 列	10,482 人/日
	(東)コンコース(地下 1 階)	8 列	
仙台駅 ※2	(北①)コンコース(地下 1 階)	9 列	51,219 人/日 (東西線の乗車人員を含む)
	(北②)コンコース(地下 1 階)	9 列	
	(南①)コンコース(地下 1 階)	9 列	
	(南②)コンコース(地下 1 階)	10 列	
五橋駅	コンコース(地下 1 階)	3 列	5,726 人/日
愛宕橋駅	コンコース(地下 1 階)	5 列	2,424 人/日
河原町駅	コンコース(地下 1 階)	5 列(低タイプ)	5,240 人/日
長町一丁目駅	コンコース(地下 1 階)	7 列	3,838 人/日
長町駅	コンコース(地下 1 階)	7 列	7,760 人/日
長町南駅	(西)コンコース(地下 1 階)	5 列	11,683 人/日
	(東)コンコース(地下 1 階)	5 列	
富沢駅	コンコース(地上 1 階)	5 列	6,958 人/日

※1 コインロッカーの標準設置数は、上表に示すとおりとします。ただし、スペースに余裕があり設置事業者が増設を希望する場合、又は機種の種類等のため標準設置数を設置できない場合は、交通局と協議、承認を得たうえで、標準設置数と異なる設置数とすることができるものとします(駅舎の構造及び法規制等から希望どおり実施できない場合があります)。

※2 広瀬通駅 2 区画のうち 1 区画、仙台駅 4 区画のうち 2 区画に設置するコインロッカーについては、電子マネーによる清算が可能な機種としてください。

# 構内位置図

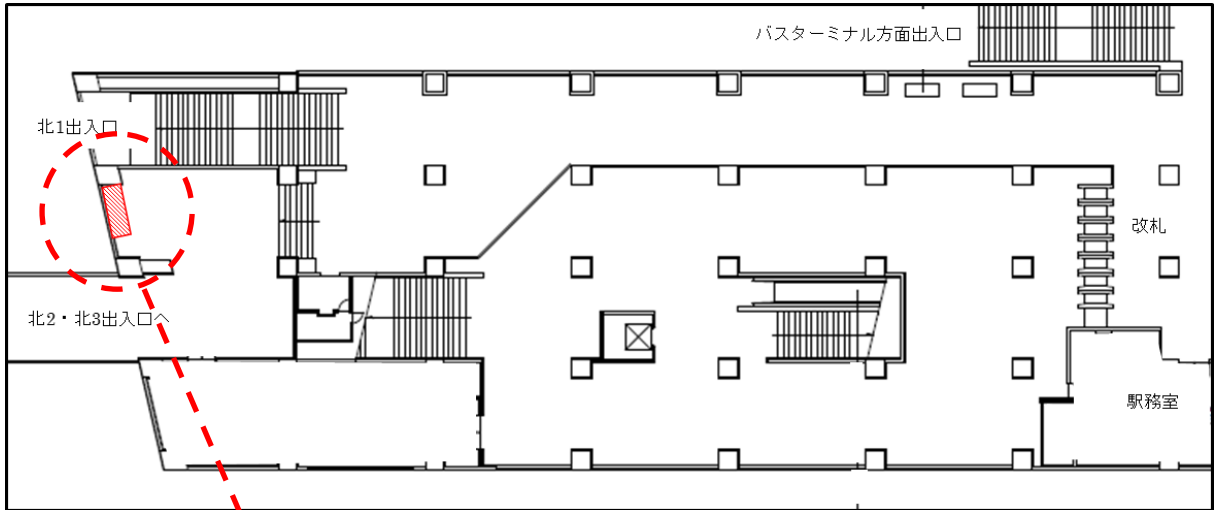
泉中央駅 (地下1階)



標準設置数 10列

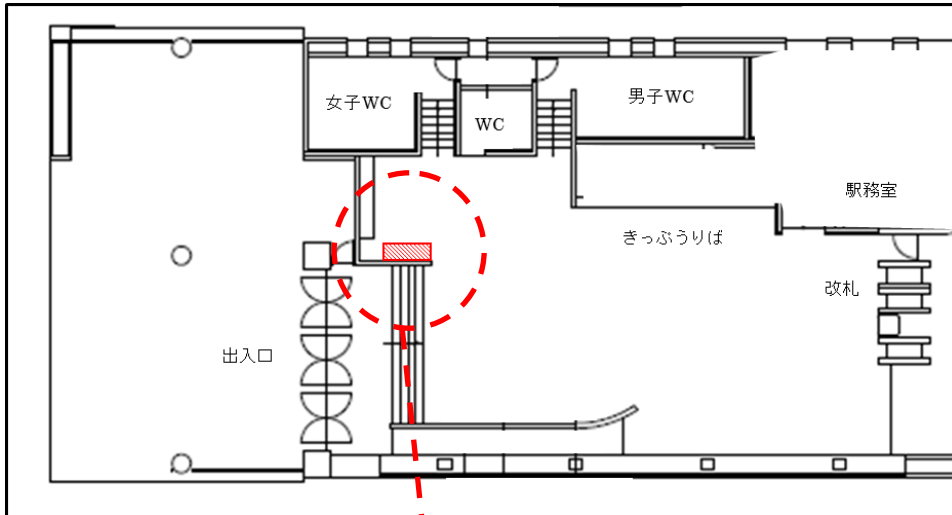


八乙女駅 (地上2階)



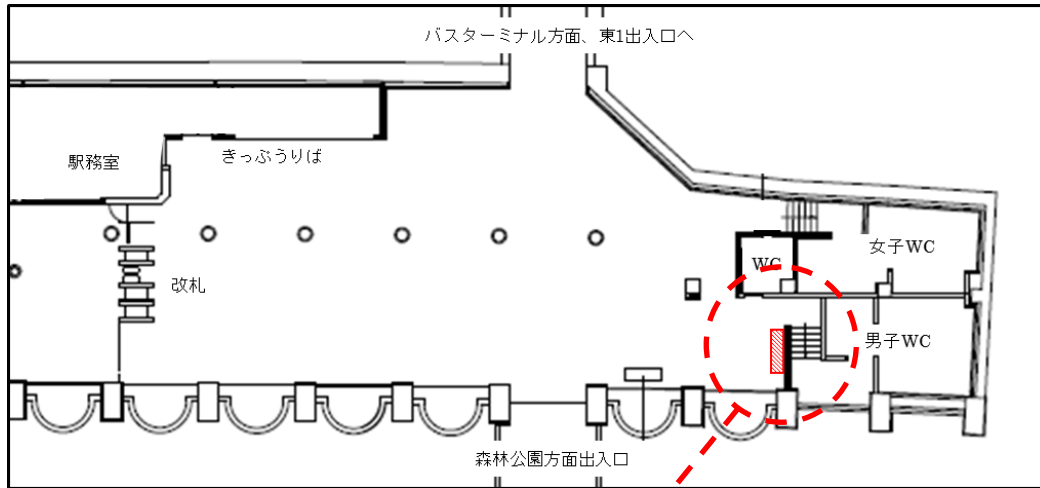
標準設置数 6列

黒松駅 (地上1階)



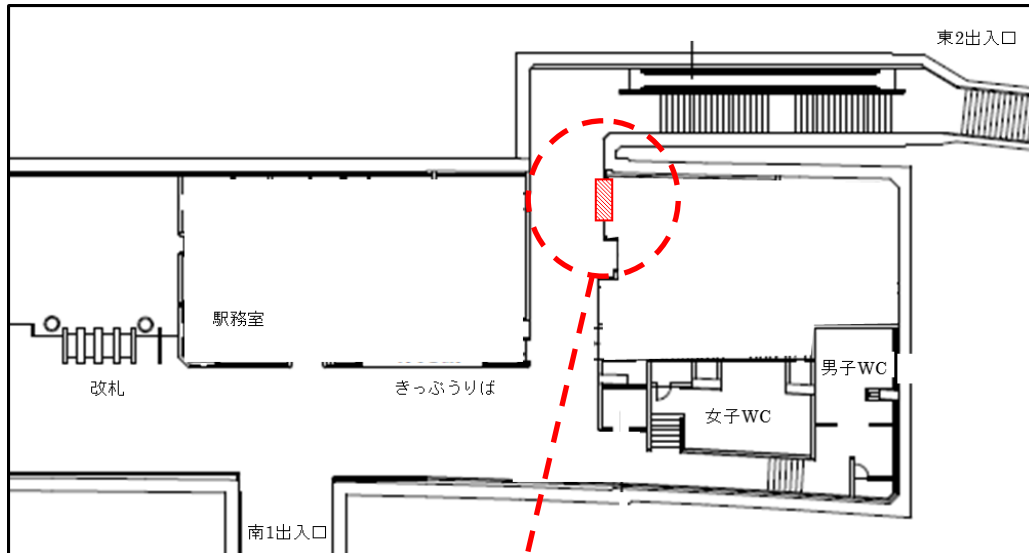
標準設置数 4列

旭ヶ丘駅 (地下1階)



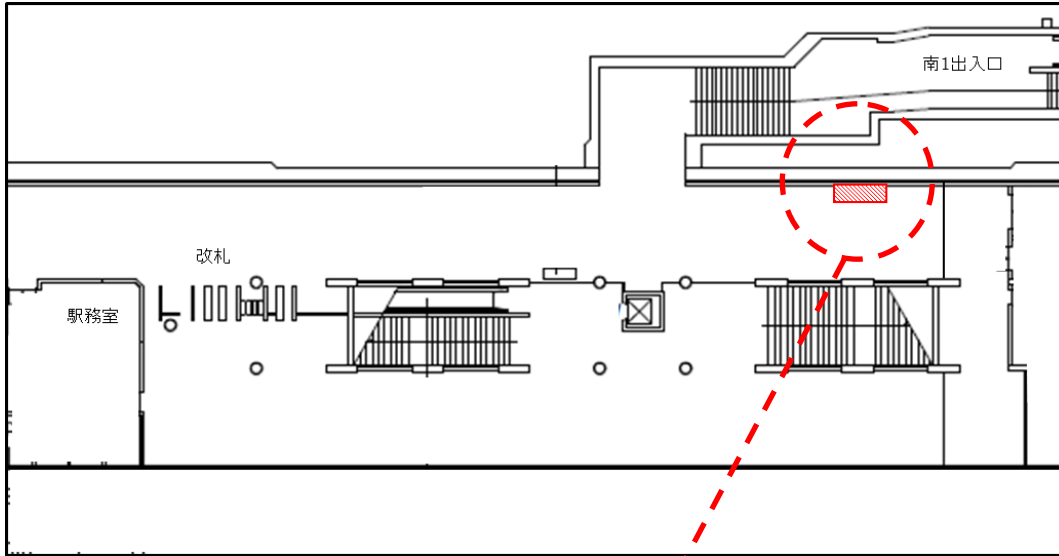
標準設置数 4列

台原駅 (地下1階)



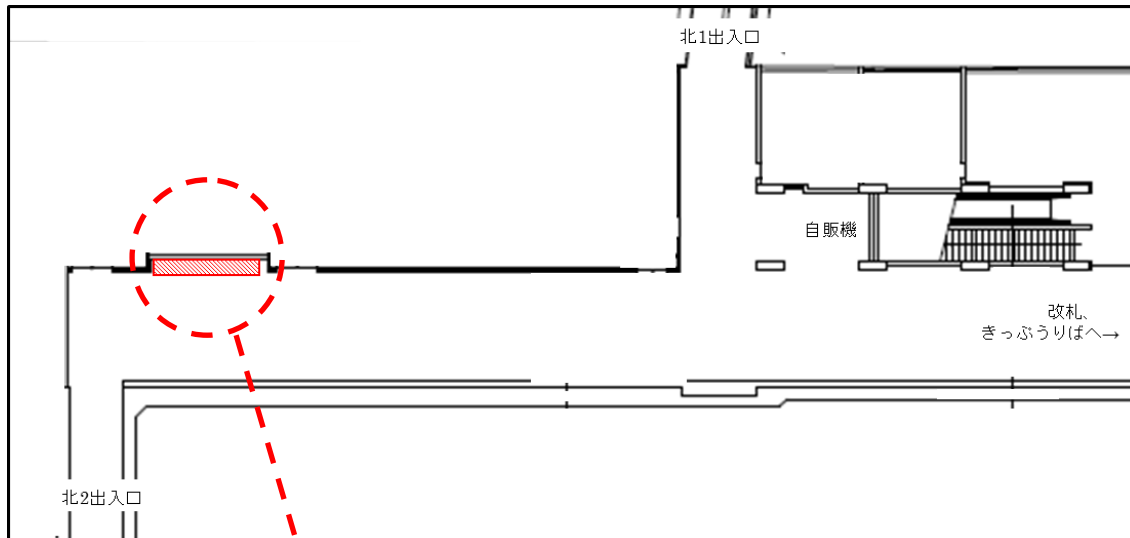
標準設置数 4列

北仙台駅 (地下1階)



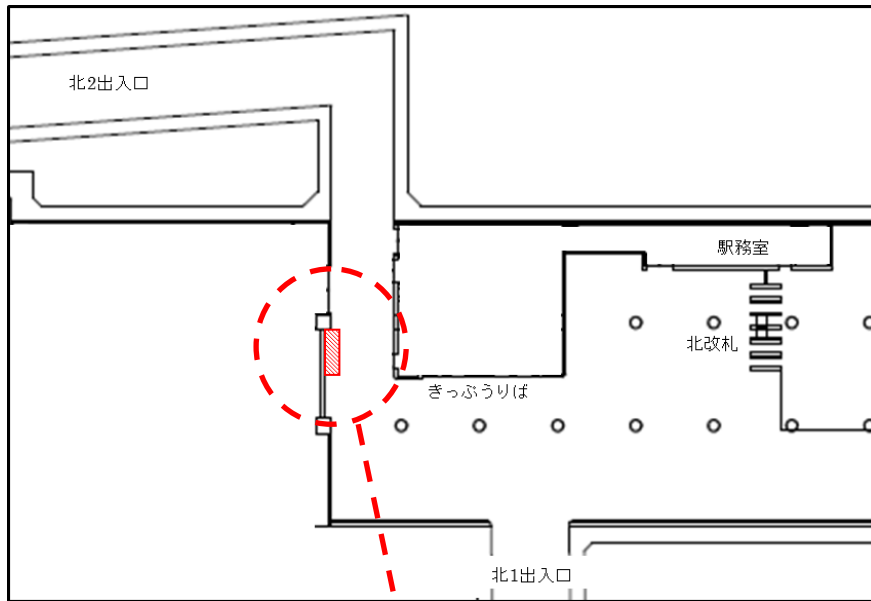
標準設置数 4 列

北四番丁駅 (地下1階)



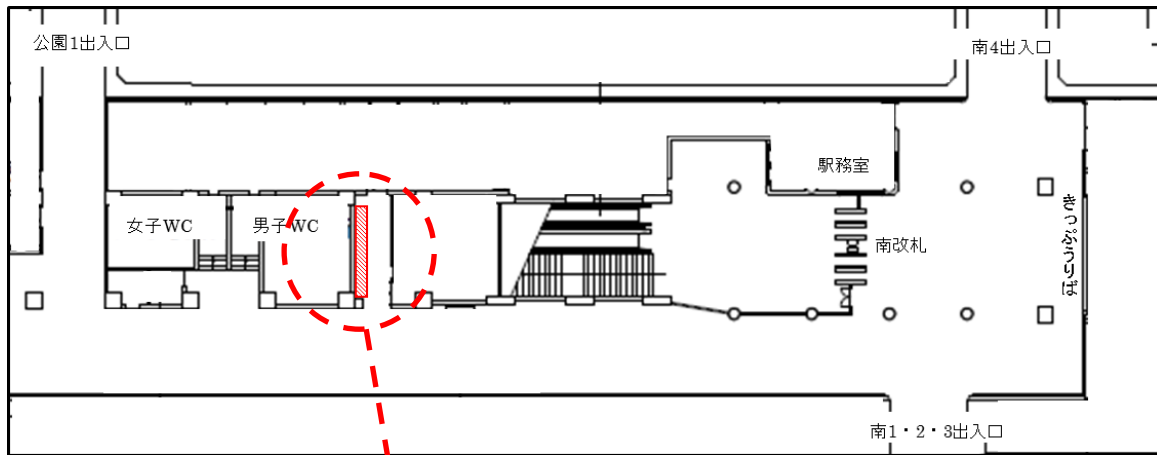
標準設置数 12列(低タイプ)

勾当台公園駅（北）（地下1階）



標準設置数 4列

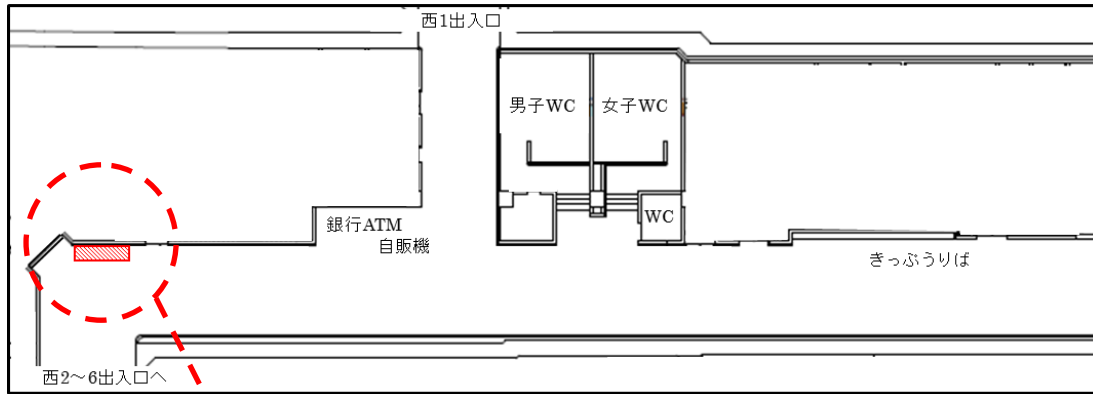
勾当台公園駅（南）（地下1階）



標準設置数 12列

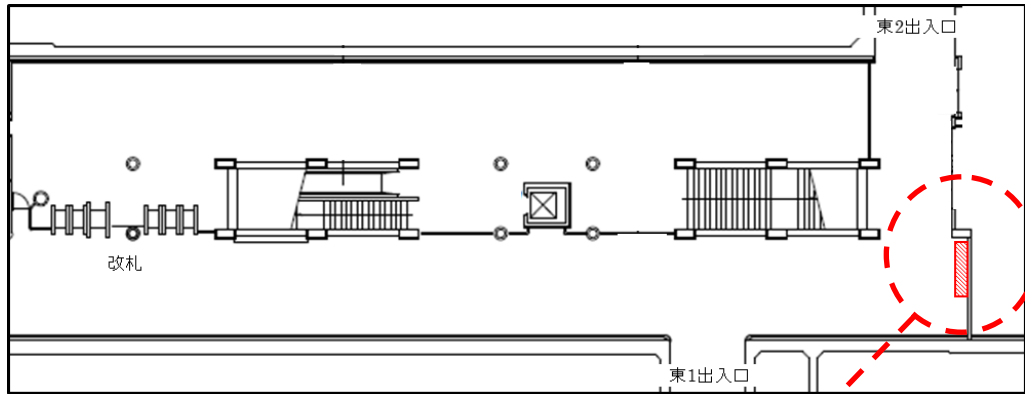


広瀬通駅（西）（地下1階）



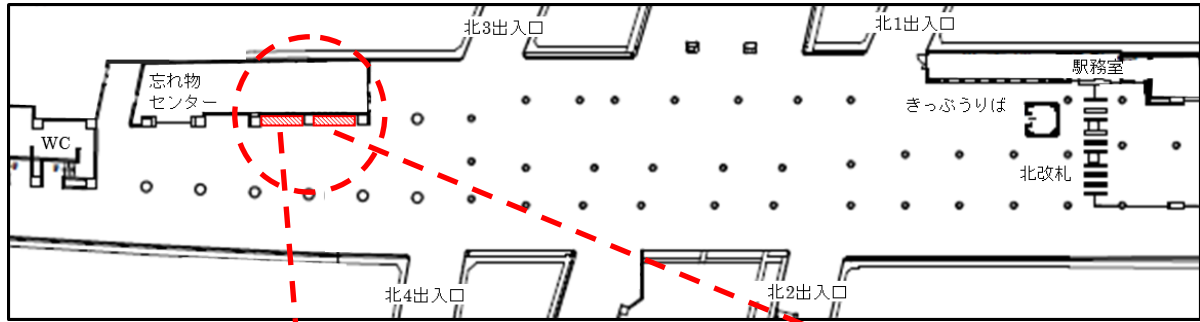
標準設置数 7列

広瀬通駅（東）（地下1階）



標準設置数 8列

仙台駅（北①・北②）（地下1階）

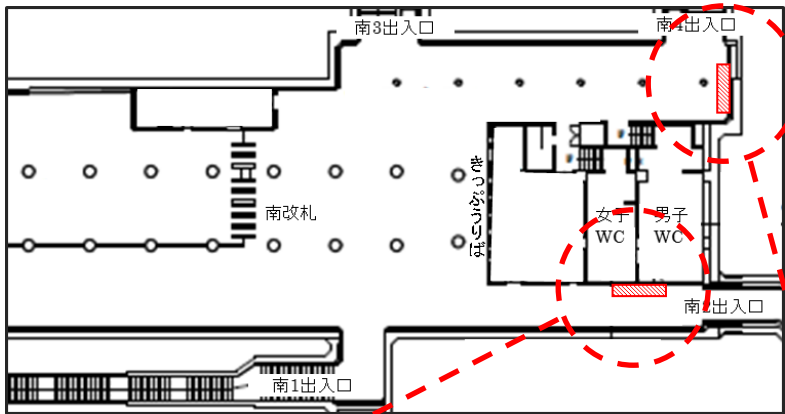


標準設置数 9列



標準設置数 9列

仙台駅（南①・南②）（地下1階）



仙台駅 南①

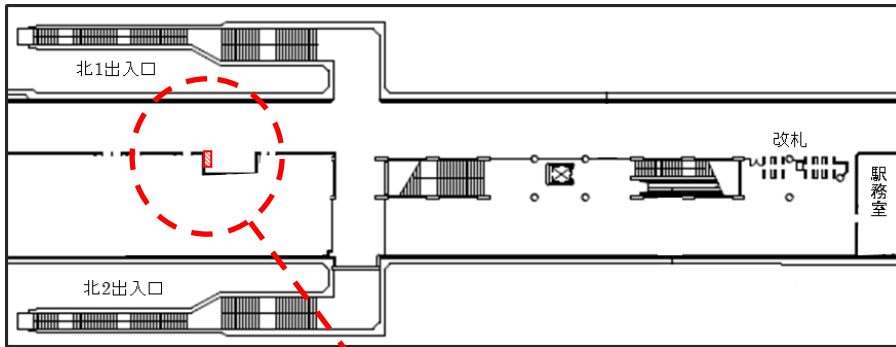
標準設置数 9列



仙台駅 南②

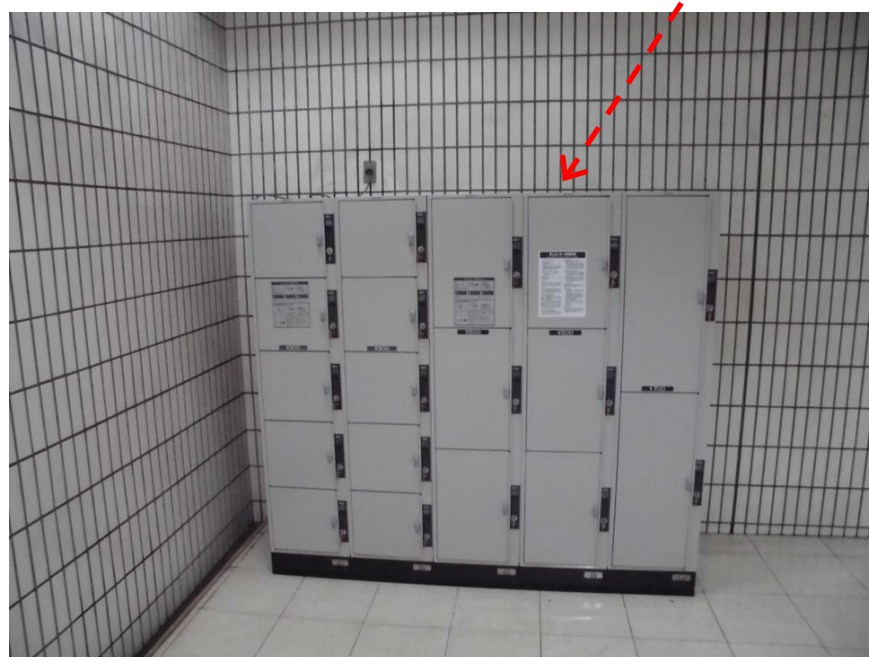
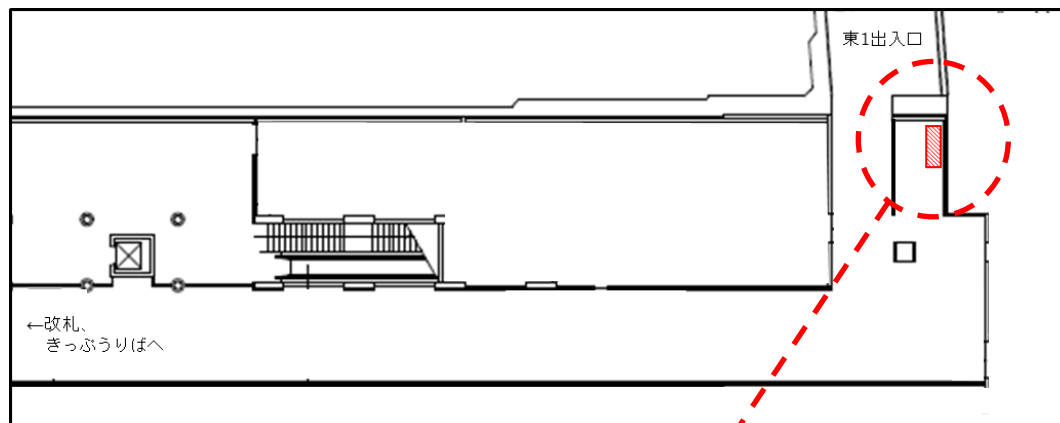
標準設置数 10列

五橋駅 (地下1階)



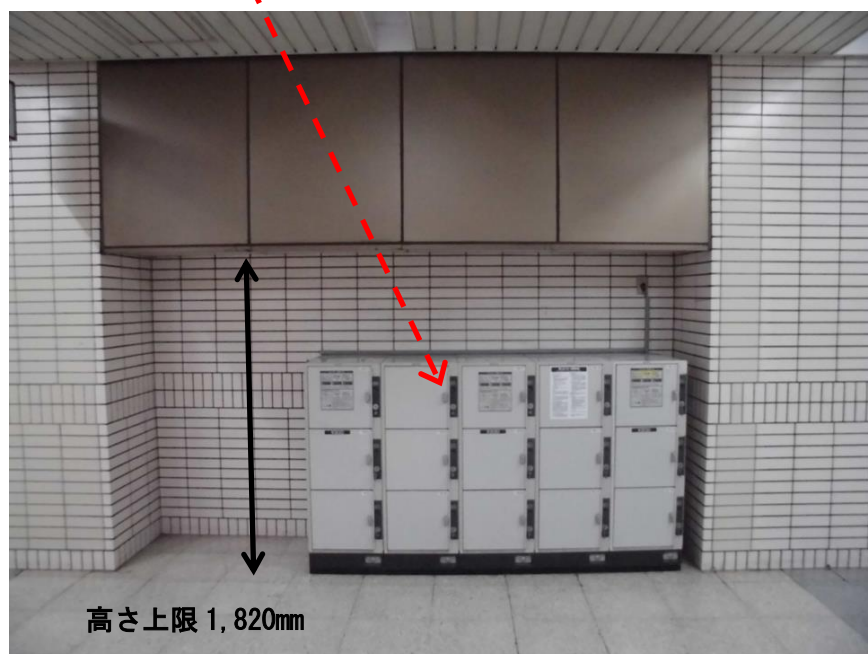
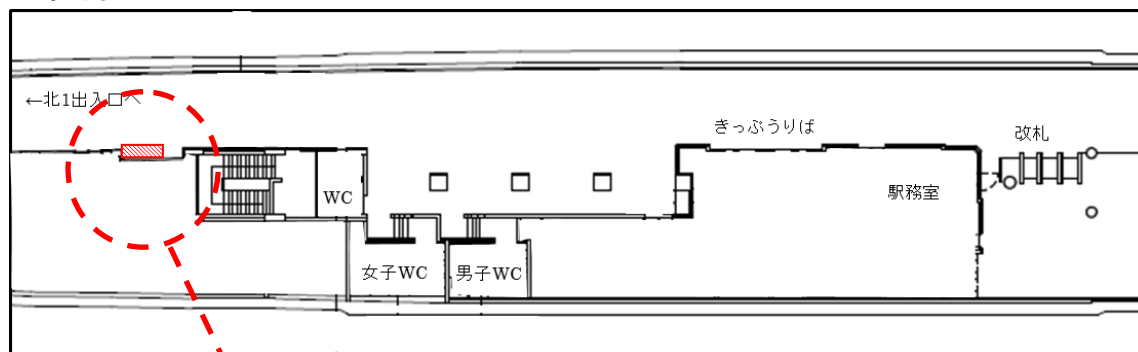
標準設置数 3列

愛宕橋駅 (地下1階)



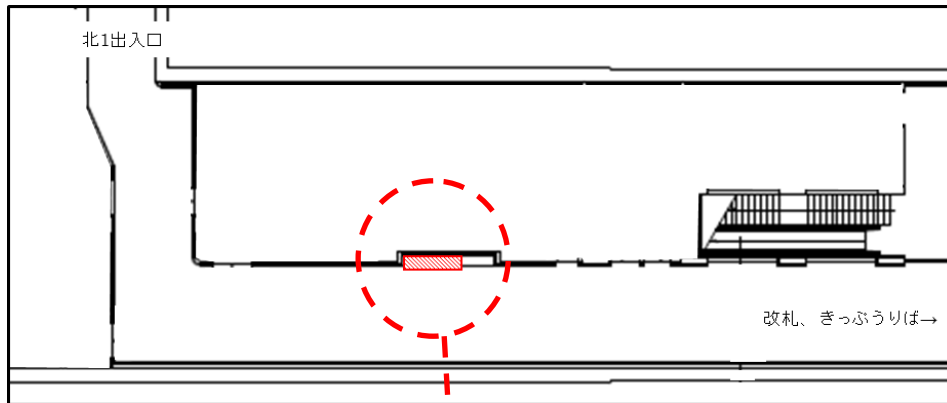
標準設置数 5列

河原町駅 (地下1階)



標準設置数 5列(低タイプ)

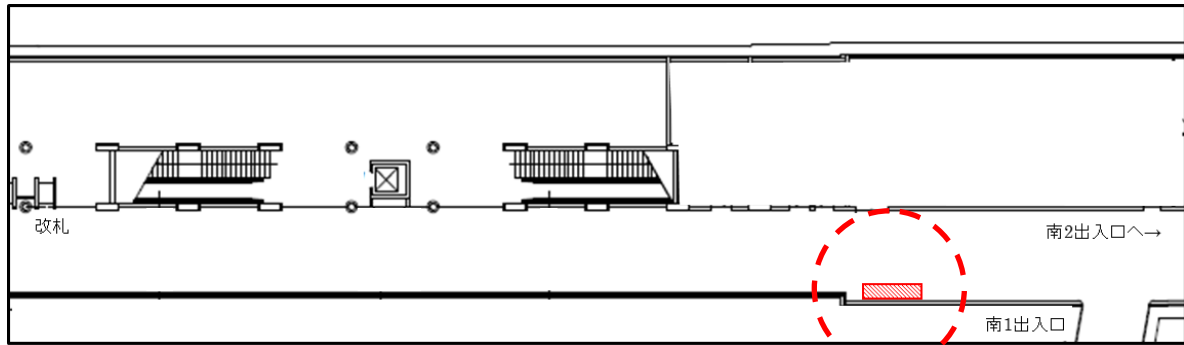
長町一丁目駅 (地下1階)



標準設置数 7列

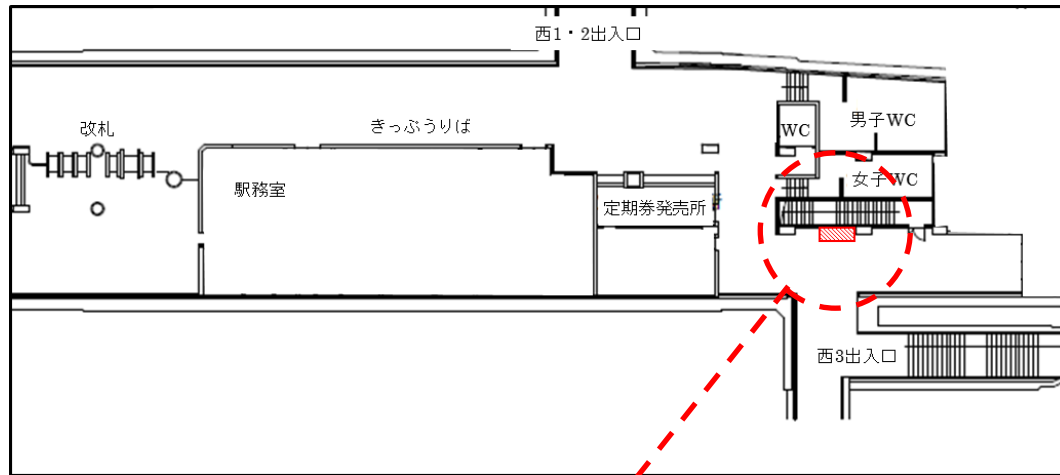


長町駅 (地下1階)



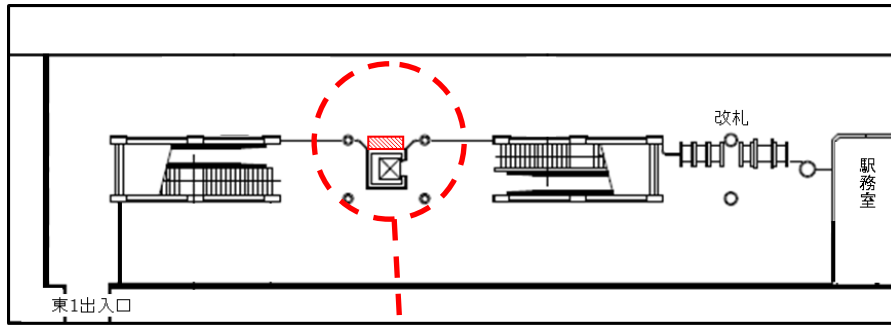
標準設置数 7列

長町南駅（西）（地下1階）



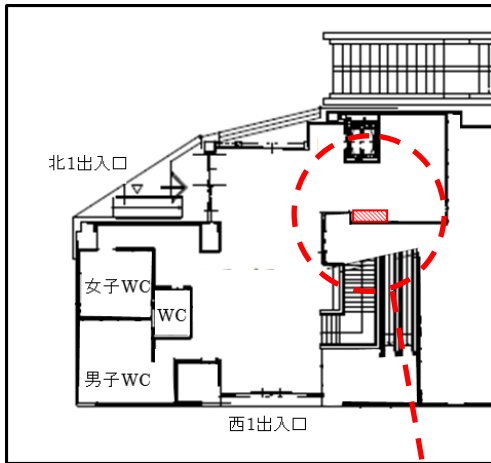
標準設置数 5列

長町南駅（東）（地下1階）



標準設置数 5 列

富沢駅 (地上1階)



標準設置数 5 列